

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされており、当該診療所については、その開設者の申請に応じ、同条第 2 項に基づき、都道府県知事が指定することとされています。

法に規定する診療所の指定の事務については、下記の取扱いといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（別添）を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。

例として、平成 28 年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成 27 年の締切日（9 月中を予定）までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。指定した場合には、各年 1 月 1 日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第 14 条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。